

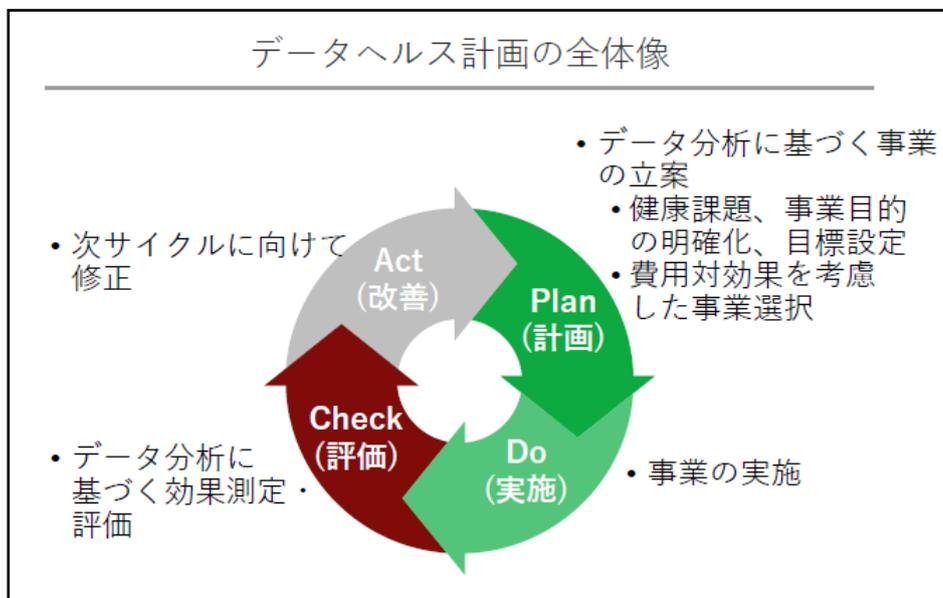
第3期データヘルス計画について

【データヘルス計画とは】

近年、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の健診結果や診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等の電子化の整備の進展、各種データベースシステム等の構築により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

こうした中、「日本再興戦略（平成 25 年）」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として『データヘルス計画』の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求める」と示されました。

これを受けて、全ての健康保険組合は PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、実施することとなりました。



※JMDC セミナー資料より引用

【データヘルス計画で目指すこと】

健康保険組合がデータヘルス計画によって目指すべきこと、それは第一義には、加入者の健康増進です。病気の罹患や重症化を予防できれば、限りある医療資源を必要以上に消費せずに済み、加

入者の人生の質は上がり、事業主にとっては人的資本経営（健康経営）にプラスになります。結果として、加入者や事業主といったステークホルダーとの Win-Win な関係のもとで円滑な保険運営が可能となり、持続可能な健康保険制度の構築に繋がります。



※厚生労働省「データヘルス計画作成の手引き」より引用

【データヘルス計画スケジュール】

第3期データヘルス計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。令和6年度から令和8年度までを前期、令和9年度から令和11年度までを後期に区分けし、前期終了時に中間報告を実施することとしています。

データヘルス計画のスケジュール *2																
H26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
第1期 データヘルス計画期間 (H27~H29年度)				第2期 データヘルス計画期間 (H30~R5年度)						第3期 データヘルス計画期間 (R6~R11年度)						
第1期 計画 作成	実績 評価		第2期 計画 作成	中間 評価			実績 評価		第3期 計画 作成	中間 評価						

※JMDC セミナー資料より引用

【第3期データヘルス計画】

近畿日本ツーリスト健康保険組合の第3期データヘルス計画は[こちら](#)をご参照下さい。